

令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

(4) 業務概要

ア 業務目的

本市の脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」は、脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進し、脱炭素社会の実現を目指す取組である。令和4年4月には、この取組などが評価され、国の「脱炭素先行地域」に選定されている。

事業者による取組の展開や市民の行動変容を促進していくためには、市民・事業者に「自分たちも脱炭素の取組に関わっている」と実感させることが重要となる。

そこで、「みぞのくちでの生活の中で何気なく脱炭素に貢献している」という事実を一連のストーリーとして描くことで当事者意識を喚起し、ストーリーに沿った広報やアクションを起こすことで情報が拡散し、自然と話題になっていくことを目指す。また、話題性を高めることでモデル地区から脱炭素のムーブメントを起こし、他地域に波及させることを目指す。

このような方向性を実現するためには、モデル地区で活躍する事業者の強みや面白い取組などを一体のものとしてストーリー立てすることで付加価値を生み出し、戦略的に広報を進めていく必要がある。

本業務は、脱炭素アクションみぞのくちの戦略的広報に係るブランドアクションの企画立案及び実施について業務を委託するものである。

イ 業務概要

- (ア) 戦略的広報活動の支援業務
- (イ) 脱炭素アクションみぞのくちのPR業務
- (ウ) 「脱炭素アクションみぞのくち広場」の実施
- (エ) 効果測定、分析

ウ 委託金額の上限

総額 11,998,800 円（消費税相当額含む）

エ その他

本業務の基本的な方向性や考え方については本要領及び仕様書に定めるもののほか、別紙「脱炭素モデル地区のPRの考え方」を参照のこと。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務(99)」種目「広告代理店(08)」で登録が予定されていること。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 過去5年間で、川崎市及び他官庁並びに民間のいずれかにおいて、本業務と類似する広報戦略の策定、PR等に係る業務の契約実績を有すること。

3 契約締結までのスケジュール(予定)

項目	月日
募集開始	1月17日(金)
参加意向申出書の提出期限	1月27日(月) 午後5時 <u>必着</u>
参加資格確認結果の通知	1月29日(水)
質問書の提出期限	1月30日(木) 午後3時 <u>必着</u>
質問回答	2月 3日(月)
企画提案書の提出期限	2月10日(月) 午後3時 <u>必着</u>
評価委員会の開催	2月17日(月)
契約締結	4月1日(火)

4 実施事務手順

(1) 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）及び類似業務の契約実績を証する書類を提出してください。

ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 21階 担当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 笠松、澤田 時間：午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く） 電話：044-200-3871（直通） FAX：044-200-3921 電子メール：30dtanso@city.kawasaki.jp

参加意向申出書（様式1）は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です。なお、類似業務の契約実績を証する書類については、様式の定めはありません。

イ 配布期間

令和7年1月17日（金）～令和7年1月27日（月）

ウ 提出方法

電子メール、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

※電子メールで提出する場合は、件名を「【参加意向申出書】令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR業務委託」としてください。

エ 提出期限

令和7年1月27日（月）午後5時

ただし、郵送の場合は令和7年1月27日（月）午後5時**必着**とします。

※令和7年1月27日（月）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和7年1月29日（水）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4（1）ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(3) 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

ア 質問方法

質問書（様式2）を電子メールまたは持参にて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、上記「4（1）ア」に記載のとおりです。

※電子メールで提出する場合は、件名を「【質問書】令和7年度「脱炭素アクション みぞのくち」PR業務委託」としてください。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

イ 受付期間

令和7年1月17日（金）～令和7年1月30日（木）午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

ウ 回答方法

令和7年2月3日（月）までに、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4（1）ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

（4）企画提案書等の提出

企画提案書、見積書、業務実績及び担当者の経験等を示す書類を次のとおり PDF 形式で提出してください。

ア 提出書類

（ア）企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4 サイズ横型で、10 枚以内（表紙は含まず）とする。
- ・企画提案内容として、次の事項について記載すること。
 - ・当該事業に対する企画提案者の考え方、取組の基本姿勢及び基本方針
 - ・広報戦略に沿った PR のアイデア・手法等
 - ・広報戦略に沿ったイベントのアイデア・手法等
 - ・事業スケジュール
 - ・業務全般の実施体制
 - ・その他提案者が必要と認める事項
- ・正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

（イ）見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・大きさは A4 サイズで、枚数は任意とする。
- ・正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

（ウ）業務実績及び担当者の経験等を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4 サイズ横型で、枚数は任意とする。
- ・正本と副本をそれぞれ提出すること。正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。

イ 提出方法

電子メール、市の指定するオンラインストレージサービス又は上記書類データを格納した CD-R を持参（窓口は上記「4（1）ア」参照）若しくは郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）。

※電子メールで提出する場合は、件名を「【企画提案書等】令和7年度「脱炭素アクション みぞのくち」PR 業務委託」としてください。

ウ 提出期限

令和7年2月10日（月）午後3時

ただし、郵送の場合は令和7年2月10日（月）午後3時必着とします。

※令和7年2月10日（月）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

（5）評価委員会の開催

令和7年度「脱炭素アクションみぞのくち」PR 業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間20分間でプレゼンテーションを行っていただき、その後10分間の質疑を行います。

なお、オンラインでの開催等に変更する場合があります。

ア 開催日時・場所

（ア）開催日時 令和7年2月17日（月）の発注者が指定する時間

（イ）開催場所 発注者が指定する場所

各社の開始時刻及び開催場所は、決定次第通知します。

イ 評価項目・配点

評価区分	評価項目	評価の着眼点
取組姿勢	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案となっているか
	②付加価値の創出	これまでの脱炭素アクションみぞのくちの取組を活かしながら、付加価値を生み出す提案となっているか
	③地域資源の活用	脱炭素アクションみぞのくち推進会議事業者の取組など、地域資源の活用につながる提案となっているか
PR 業務	④PR のアイデア・手法等	PR について、本業務のロゴ等の露出拡大や市民をターゲットとして「何気なく・身近」といった切り口から「脱炭素アクションみぞのくち」の認知向上、話題創出による情報拡散につながる提案となっているか
	⑤事業者の取組の活性化	PR について、脱炭素アクションみぞのくち推進会議事業者等の各団体が、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」で脱炭素化に資する取組の参入につながる提案となっているか
イベント	⑥イベントのアイデア・手法等	イベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」について、創意工夫を凝らした魅力的かつニュースバリューを有する提案となっているか
	⑦当事者意識の醸成	イベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」について、参加者が脱炭素を身近・面白いと感じるきっかけの提供や、当事者意識の醸成を促す提案となっているか
実施体制	⑧事業スケジュール	事業スケジュールは適切か
	⑨専門的知識・人員配置	本業務の遂行にあたり専門的な知見等を有しており、安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか
見積	⑩提案内容と見積書の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。

なお、同点の企画提案が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定します。

エ 注意事項

(ア) 当日は、事務局で用意するモニターを使用できます。ただし、端末（パソコン等）は各自で持参してください。

(イ) やむを得ず開催方法を変更する場合は、別途連絡します。

(6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登

録していない場合は、上記「４（１）ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

（７）契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金については、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

５ その他

（１）提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

（２）応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届（様式 3）を令和 7 年 2 月 10 日（月）午後 3 時までに上記「４（１）ア」に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）してください。

ただし、郵送の場合は令和 7 年 2 月 10 日（月）午後 3 時必着とします。

（３）虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

（４）提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

（５）費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

（６）その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が 1 社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

オ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 7 年 3 月頃）を要します。

６ 各種書類提出先・問い合わせ先

担 当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 笠松、澤田

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎21階

電 話：044-200-3871

F A X：044-200-3921

メール：30dtanso@city.kawasaki.jp